

旅館業法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 改正理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、規制・制度の見直しを行うこととしている。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために、必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、旅館業法施行細則に基づき営業者が電磁的記録の作成又は保存をする方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

営業者が行う浴室の管理運営に係る記録の作成及び保存又は水質検査の記録の保存については一定の条件を満たせば、磁気ディスク等の媒体をもって調製する方法等によっても可能とされている。しかし、より広く対象となるようにするために、電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法等であっても可能とするものとする。

3 施行期日

令和7年3月施行予定